

名寄市立大学成績評価ガイドライン

(目的)

- 1 名寄市立大学成績評価ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）は、本学において定められた科目単位での学修成果の評価に関する方針を具体化し、成績評価の運用を厳格かつ客観化することによって、本学の教育の質保証を行い、授業科目ならびに教育課程の改善を図るために定めるものである。

(成績評価の定義)

- 2 各授業科目の担当教員によって素点により評定された受講生の成績は、以下に定める評価により受講生に通知される。

合否	評価	評点	評価基準
合格	秀	90～100	到達度がきわめて高いと評価されるもの
	優	80～89	到達度が高いと評価されるもの
	良	70～79	到達度がやや高いと評価されるもの
	可	60～69	授業の目標に到達していると評価されるもの
	認定	—	学習到達目標を達成している
不合格	不可	0～59	授業の目標に到達していないと評価されるもの

(学習到達目標および成績評価基準の設定)

- 3 学習到達目標は、授業科目ごとに関連付けられたディプロマ・ポリシーの各項目に準拠して定める。また、学習到達目標がどの程度達成されたかを観察および検証が可能なように成績評価基準を定める。

(成績評価方法)

- 4 成績評価は、筆記試験や口述試験、小論文のほか、準備学習の成果、発表や討論など日常的な学習活動状況などのなかから、授業科目の授業形態や授業内容に適するように複数の方法を組み合わせる行うことが望ましい。

(授業科目間における成績評価基準の統一)

- 5 同一授業科目で受講者の異なるクラスが複数開講されている場合、学習到達目標および評価基準の統一に努め、クラス間の成績評価に対する公平性を確保する。

(成績評価基準とその通知)

- 6 各授業科目の成績評価の基準およびその方法は、学習到達目標との関係に留意しながらシラバスに明記し、必要に応じて授業内においても受講生に周知する。

(成績評価の検証及び確認)

- 7 内部質保証推進委員会は、各授業科目の目的や授業方法および特性に応じて成績評価の妥当性を検証し、成績分布に著しい偏りがあると判断した場合、当該科目の担当教員に対して学習到達目標・評価基準および評価方法の適切性やその成績分布に至った理由について説明を求めることができる。担当教員からの説明の妥当性の判断は当該委員会に委ねられるものとする。ただし、学外協力機関からの評価に基づいて成績評価が行われる実習科目についてはその限りではない。

(受講生へのフィードバックと説明責任)

- 8 成績評価の対象となる成果物について、その評価の結果を可能な限り受講生にフィードバックする。また、成績評価の通知が行われた後、受講生から成績の疑義の申し出や成績の根拠についての説明の求めがあれば、担当教員は適切に対応しなければならない。ただし、疑義については定められた期間に教務課を通じて行われるものとする。

(根拠資料の保存)

- 9 成績評価の際に用いられる成果物や成績評価に用いた資料等は、授業実施年度も含めて4年間保存するものとする。ただし、電子媒体による保存も可能とする。

附 則

本ガイドラインは令和6年4月1日より施行し、以降に本学で開講される授業科目ならびに本学に在籍する全学生に対して適用する。